

あおり防災備蓄キャンペーン実施業務委託仕様書

1 目的

日常生活の中で防災に触れる機会が少なく、防災を「じぶんごと」として捉えられていない県民に対し、防災備蓄の重要性を認識させるため、町村部も含めた青森県内各地に展開しており、県民が普段利用しているスーパーマーケット、ホームセンター等の小売店で備蓄食品、携帯トイレ等の防災備蓄に関する特設コーナーを設置し、日常からの備蓄を促す。

2 業務内容

年2回、それぞれ2週間程度「あおり防災備蓄キャンペーン（以下「キャンペーン」という）」を実施する。

(1) 実施期間の提案とスケジュールの策定

①最適な時期の検討と提案

- ・県民の防災意識が高まる時期（防災の日、過去に大規模災害が発生した日など）や小売店等の販売促進スケジュール等を調査し、最も効果が見込まれる実施期間を発注者に提案し、承認を得ること。なお、2回のうち1回は「あおり防災ウィーク」の期間（10月29日（木）～11月12日（木））とする。
- ・小売店側の繁忙期と重複しないよう調整すること。

②全体スケジュールの策定

- ・店舗への協力依頼、資材の制作・手配、店舗への納品・設置準備等に必要な期間を考慮し、実行可能な全体スケジュールを策定し、発注者の承認を得ること。

(2) 民間事業者の選定と交渉

①対象リストの作成

- ・県内の主要なスーパーマーケットやホームセンター等から交渉を実施するリストを作成し、発注者の承認を得ること。

②参加協力依頼と合意形成

- ・対象リストに基づき、各小売店の本店等に対し、キャンペーンの趣旨を説明し、特設コーナーの設置について交渉し、参加の合意を得ること。
- ・合意が得られた店舗リストと合意内容を発注者へ報告すること。

(3) キャンペーンの広報

- ・協力店舗等に掲示するポスター及び県民に配布するためのチラシを作成し、協力店舗へ送付すること。
- ・SNS やチラシ等を活用してキャンペーンの広報を実施すること。

- ・協力店舗及び青森県内の報道機関に対して、各店舗のウェブサイトやSNS、チラシ等においてキャンペーンの告知をするよう依頼し、必要に応じて、チラシの提供等により広報の支援をすること。

(4) キャンペーンの運営・進行管理

①実施状況の確認と是正

- ・キャンペーン期間中、県内各地域の協力店舗を訪問する巡回計画を策定し、発注者へ報告すること。
- ・巡回店舗において、特設コーナー等の設置状況及び実施状況を確認し、写真撮影を行うこと。
- ・キャンペーン期間中、店舗からの要望があった場合、速やかに発注者へ報告するとともに、発注者との協議に基づいて対応すること。

②キャンペーン効果の把握

- ・協力店舗の担当者に対し、キャンペーンの運営・資材・来店者の反応などに関するアンケート調査を実施すること。
- ・本キャンペーンの効果を定量的に把握するための効果測定を実施すること。
- ・上記2点について取りまとめ、発注者へ報告すること。

3 成果品

成果品は以下のとおり作成し、ディスク等に格納し納品すること。

- ①協力店舗・実施内容リスト
- ②制作資材一式（印刷物の現物、版下データなど）
- ③協力企業との打合せ記録（企業ごとの方針など）
- ④実施状況報告書（巡回店舗の実施状況等を示す写真等を添付、様式は問わない）
- ⑤販売実績データ及びアンケート結果

4 業務完了

業務完了報告書（様式は問わない）及び成果品の提出をもって業務完了とみなす。

5 成果品等の納入期限及び納入場所

(1) 納入期限

令和9年2月26日（金）

(2) 納入場所

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県危機管理局防災危機管理課

6 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外で利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾したときは、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。
- (5) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、県へ提出すること。
- (6) 本業務の実施に要した経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本業務の完了日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の実施過程で発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を受けるとともに、早急に対応を行うものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項のほか業務上疑義が生じたとき及び本仕様書により難い事由が生じたときは、両者協議により決定すること。
- (9) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。